

静岡市まちづくり公社 市営住宅小破修繕等 業者登録制度 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人静岡市まちづくり公社(以下、「公社」という。)が行う市営住宅等の維持管理業務に伴い発注する小破修繕において、静岡市に事業所を置く小規模事業者への受注機会を確保し事業者の育成及び地域経済の活性化を図るとともに、公社が行う維持管理業務の円滑な遂行を目的として、小破修繕の受注希望者の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱が対象とする「小破修繕」とは、市営住宅等が本来有する機能・性能の回復を目的として公社が修繕料で執行するもののうち、第6条で規定する修繕種別に該当し、かつ、技術的内容が軽易かつ履行の確保が容易な修繕施工で、予定価格が50万円以下の修繕をいう。

(登録)

第3条 この要綱に基づいて登録できる者は、静岡市内に本社又は本店(主たる事業所)を有する法人、又は静岡市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業者(他の者に雇用されている者を除く)で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者(成年被後見人、被保佐人、被補助人)、及び破産者で復権を得ていない者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第2項(施行令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定により、市の競争入札に参加させないこととされている者。
- (3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)がその事業活動を支配している場合、その他暴力団員との関係が認められる者。
- (4) 法人税(個人事業者にあつては所得税)又は消費税若しくは地方消費税を完納していない者(未納があり、分割納付しているものも含む)。
- (5) 市県民税(延滞金を含む)を完納していない者(未納があり、分割納付しているものも含む)。
- (6) 業務の履行にあたって、法令の定めにより必要となる許可、免許又は登録(以下「許可等」という。)を受けていない者。
- (7) 個人事業主にあつては、申請する修繕種別の経験年数が2年に満たない者。法人にあつては、申請する修繕種別の営業開始から2年に満たない者。

2 登録を希望する者は、静岡市営住宅小破修繕等施工業者登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、公社理事長に申請しなければならない。

- (1) 静岡市民税(個人の場合)、法人市民税(法人の場合)の納税証明書(申請時点で最新年度)
- (2) 業務の履行に関し法令の定めにより必要となる許可等を証明する書類の写し
- (3) 暴力団排除に関する誓約書(様式第2号)

- (4) 個人情報に関する誓約書(様式第3号)
- (5) 過去1年間の主な修繕施工実績(書式は任意)
- (6) その他公社理事長が必要と認める書類

(登録の有効期間)

第4条 登録申請は随時受け付ける。登録の有効期間は公社理事長が登録を承認した日から平成35年3月31日までとする。ただし、公社が静岡市営住宅の指定管理者でなくなったときは、その日をもって登録期間は終了する。また、公社が行う現況調査において登録事項が事実と相違している場合、あるいは第7条に規定する登録事項の変更について届け出がされない場合には、公社理事長の判断でその登録を抹消することができる。

2 登録の有効期間内に、登録者より「静岡市営住宅小破修繕等施工業者廃止届(様式第4号)」が提出されたときは、その提出された日をもって本登録を抹消する。

(登録者の扱い)

第5条 公社理事長は、第3条の規定により登録の申請があったときは、申請書類の内容を審査し、妥当と認めるときは静岡市営住宅小破修繕等業者登録名簿(以下「名簿」という。)に登録する。また、登録名簿は公社理事長の判断で公表することができる。

2 公社理事長は、審査の結果について申請者に通知する。

3 公社理事長は、この要綱の対象となる修繕に伴う業者選定に際しては、本制度による登録者に対し見積に参加する機会を与えるよう努める。ただし、公社が発注する修繕における業者選定を本制度の登録者に限定するものではない。

(対象となる修繕)

第6条 対象となる小破修繕は、次表に掲げる種別に該当するものとする。

【小規模修繕の種類及び具体例】

No.	種別	修繕の例示
1	大工	木材・建材加工修繕、間仕切り修繕等
2	左官	モルタル修繕、吹付け修繕、タイル工事等
3	建具	ドア・サッシ等修繕、襖修繕、シャッター修繕、カギ修繕等
4	内装	畳修繕、クロス修繕、天井修繕、フローアー修繕等

(登録の変更)

第7条 登録事項に変更が生じたときは、静岡市営住宅小破修繕等施工業者変更申請書(様式第1号)に変更後の内容を記載し、遅滞なく公社理事長に提出しなければならない。

(適正な履行)

第8条 登録者は、受注した小規模修繕を、関係法令に基づき信義に従い誠実に履行しなければならない。また、受注後において正当な理由なく期日までに修繕を完了しなかった場合、公社は受注業者に損害賠償を請求することができる。

2 登録者は、受注した修繕を一括して第三者に請け負わせてはならない。

(個人情報の取り扱い)

第9条 登録者は、業務上知り得た個人情報を「個人情報の保護に関する法律」、及び「静岡市個人情報保護条例」に従い適正に取り扱わなければならない。登録された業者は、業務受注に伴い知り得た個人情報について、その業務達成の目的以外に利用してはならない。

2 登録された業者は、受注業務終了後においても、前項の個人情報を第三者に漏洩してはならない。

3 その他、受注業務に伴い知り得た個人情報の取り扱いについては、公社理事長の指示に従い適正に取り扱わなければならない。

(登録の取り消し等)

第10条 公社理事長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本登録を取消すものとする。

(1) 第3条第1項第1号から第6号のいずれかに該当することとなった場合

(2) 本登録に係る営業を廃止した場合

(3) 本要綱に基づき登録からの抹消を申し出た場合

(4) 社会的信用を著しく欠くと公社理事長が認めた場合

(5) 登録申請にあたり、虚偽の申請をしたことが発覚した場合

(6) 独占禁止法、刑法その他関係法令に違反する行為が認められた場合

(7) 受注業務の完了検査において、公社が行う評価が著しく低かった場合

(8) 受注業務に関して不正又は不誠実な行為等があった場合

2 公社理事長が必要と判断した時は、登録業者の現況調査を行うことができる。また、登録業者はこの現況調査に協力しなければならない。

3 静岡市契約規則、静岡市建設工事執行規則、静岡市入札参加停止等措置要綱の規定に該当した場合は、準じた措置を公社理事長は行うことができる。

附 則

この要綱は、平成29年3月21日から施行し、平成29年度登録名簿から適用する。